平成２８年（フ）第１０１０号
大阪府大阪狭山市東池尻２丁目1245番地（201号）、前住所大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番30―208号
破産者　中村　淳子（旧姓泉）
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０２３号
堺市堺区文珠橋通２番５―501号
破産者　鰺坂　由美（旧姓山下）
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０２５号
堺市北区野遠町544番地１　メゾンドパストラル202号、前住所大阪府富田林市楠町４番３―310号
破産者　大森　　嶺
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３１号
堺市堺区今池町３丁３―16浅香山病院Ａ棟７Ｆ、住民票上の住所堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地３号棟210号室
破産者　西川　麻里
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０３６号
堺市東区日置荘原寺町107番地１
破産者　梶谷　　隆
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
堺市南区赤坂台２丁５番３―606号、前住所堺市南区赤坂台２丁５番３―907号
破産者　笹部　恭子
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３４号
堺市中区深井清水町3604番地　ピュアパレス201号
破産者　木山　憲泰
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５７号
大阪府河内長野市南花台３丁目４番35―101号
破産者　山城　愛子
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第５８号
大阪府羽曳野市野々上１丁目４番12号、前住所大阪府藤井寺市野中５丁目４番４―302号
破産者　福井　勝代
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２７９号
兵庫県伊丹市堀池３丁目１番30―205号、前住所大阪府高槻市大塚町１丁目12番９号ファーストクライム３号棟206号
破産者　中村組こと　中村　雄馬
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２８３号
兵庫県伊丹市昆陽南３丁目１番１―105号、前住所兵庫県伊丹市野間６丁目11番10号　サザンコート202号
破産者　馬渡　千尋
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６４２号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目13番20号　明月荘西206
破産者　永田　哲也
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６６７号
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目４番30号　エメラルド尾浜南303
破産者　髙江　幸広
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７８号
兵庫県尼崎市南清水36番１―528号
破産者　森塚　留美（旧姓山田）
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９０号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目31番27号、前住所兵庫県尼崎市武庫の里１丁目16番５号
破産者　黒木　宣正
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２号
兵庫県尼崎市名神町３丁目15番15号　404
破産者　堅正二三男
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２８年（再イ）第９６号
埼玉県上尾市大字原市4048番地６
再生債務者　森重　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月29日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第８１号
埼玉県鴻巣市天神２丁目４番13号
再生債務者　山下　勝也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月30日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第５８８号
東京都世田谷区代沢５―33―27―302
再生債務者　佐藤　友希
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第１１号
群馬県館林市花山町16番地の８
再生債務者　森田　一幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月31日　前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（再イ）第５７１号
埼玉県さいたま市中央区大戸３―５―１―202
再生債務者　馬場　祐一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再イ）第５９２号
東京都板橋区徳丸８―18―11―803
再生債務者　廣岡　　勉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年３月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年３月30日
東京地方裁判所民事第20部